

就労・就学等証明に関するFAQ

項目	質問	回答
全般	いつ時点の内容を記載すればよいですか	新規申込みの場合は原則として利用開始希望日時点の内容としてください。
	きょうだい2人同時に申込みをするのですが、証明書は2通必要ですか。	原則として、利用児童ごとに証明書の添付をお願いしています。
住所欄	保護者が海外に居住している場合は、海外の住所を記載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
勤務日	現在育児休業中であり、復帰後に所属する部署によって勤務日が異なるが、通常の勤務日はどのように記載すればよいですか。	日数は記載していただいた上で、曜日については空白等にしていただき、別途その旨を記載してください。
勤務時間	普段から残業をしているのですが、残業時間を含めて記入するのでしょうか。	労働契約上の正規の時間を記入していただくこととなりますので、残業時間は含めないでください。
勤務状況及び賃金支払額	直近3か月とは、連続した3か月でないといけないのでしょうか。	本人が休業等をしていた場合等は、連続した3か月でなくても構いません。
	有給休暇は勤務日数に含めるのでしょうか。	含めてください。
	残業代は賃金支払額に含めるのでしょうか。	含めてください。ただし算出が難しい場合は、含めなくても構いません。
	残業代等は、前月の実績分を翌月に支払っているのですが、どのように記載すればよいですか。	実際の支払い実績に応じて、記載してください。
	通勤定期代は賃金支払額に含めるのでしょうか。	含めないでください。
	ボーナスは賃金支払額に含めるのでしょうか。	含めないでください。
	給与の一部を現物支給している場合は、賃金支払額はどのように記載すればよいのでしょうか。	現物支給については、原則として賃金支払額に含めないでください。
	業務に関連して毎月支払っている手当については、賃金支払額に含めるのでしょうか。	労働に対する対価としての手当であれば、含めていただいても構いません。
	産前産後休暇に月途中から入った場合、就労日数や賃金支払額はどのように記載すればよいですか。	月途中までの実績を基に記載してください。
休職中	当社では育児休業中にも給与を支給していますが、この場合は育児休業前の3か月ではなく、育児休業中の期間も含めて記載するのでしょうか。	ご質問のようなケースの場合は、育児休業前の3か月について記載してください。
	育児休業期間の終了日の翌日と復職予定日が異なっても構わないのでしょうか。	構いません。
証明欄	未出産の子どもがいて、育児休業期間等が決まっていない場合はどのように記載すればよいですか。	証明ができない場合は記載しないでください。
	証明欄に記載する代表者は、支社長でも構わないのでしょうか。	支社長であっても構いません。
	出向している場合は、出向元か出向先のいずれが証明するのでしょうか。	出向元で証明してください。
	派遣社員について、勤務証明は派遣元か派遣先のいずれが証明するのでしょうか。	派遣元で証明してください。